

丹波市国民健康保険運営協議会会議録						
令和6年度 第1回			市当局	市長 林 時 彦		
開催日	令和6年8月22日（木）			生活環境部 部長 田口 健吾		
時 刻	開会 午後2時30分		事務局 書 記	財務部 税務課長 柿原 範久		
	閉会 午後4時00分			健康部 健康課長 大野 昌也		
場 所	丹波市役所 第2庁舎 2階ホール			生活環境部 市民課長 山内 佐由美		
				生活環境部 市民課 国保年金係長 大 前 秀 昭		
				生活環境部 市民課 国保年金係主幹 高 橋 良 子		
出席委員	臼 井 秀 明		酒 井 摩喜子		荻 野 多津子	
	中 瀬 まさ子		足 立 定 之		足 立 省 三	
	上 山 知 己		水 野 良 司		田 村 良 二	
	梅 垣 友一郎		村 上 茂 子		近 藤 まさ子	
	中 川 泰 一		足 立 康 裕		石 塚 ひとみ	
欠席委員	勢 志 正		小 平 博		吉 積 宗 範	
審議事項	(1) 令和5年度国民健康保険特別会計事業勘定決算について (2) 令和5年度丹波市国民健康保険の状況について (3) 令和6年度丹波市国民健康保険事業について (4) その他					

会議録（要旨）

1 開会

（事務局）

ただいまから、令和6年度第1回丹波市国民健康保険運営協議会を開会いたします。開会の前ですが資料の差し替えをお願いいたします。事前に配布をしておりました国民健康保険事業計画について、内容の一部に誤りがありましたので、机上の資料と差し替えをお願いしたいと思います。

まずはじめに、この度委員に就任された方がありますので、ご紹介させていただきます。「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」として、丹波市薬剤師会から委員の交代がありました。

— 新委員の紹介 —

（事務局）

それでは会議の開会に先立ちまして市長よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

（市長）

令和6年度第1回丹波市国民健康保険運営協議会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。平素は、丹波市国民健康保険の運営につきまして、格別のご理解並びにご支援を賜っておりますこと心より厚くお礼を申し上げます。

さて、国民健康保険は、被用者保険等に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険の最後の砦として、基盤的役割を果たしてきたところですが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高いために医療費水準が高く、所得に占める保険料負担が重いことなど、構造的な問題を数多く抱えており、国保財政は脆弱化が一段と進んでおります。

本日は令和5年度国保の決算や国保の状況報告について説明を申し上げますので、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っております。

後になりましたが、猛暑が続く毎日でございます。どうぞご自愛くださいますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

（事務局）

誠に恐縮ではございますが、市長は次の公務のため、これを持ちまして退席とさせていただきます。ご了承の程よろしくお願いいたします。

— 市長退席 —

3 会長あいさつ

(事務局)

続きまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日の運営協議会につきましては、令和５年度の国民健康保険決算及び国民健康保険運営状況の報告、令和６年度の国民健康保険事業につきまして、ご協議賜りたく存じますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それではここで、令和６年４月の人事異動によりまして職員体制も変更が生じておりますので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

－ 職員自己紹介 －

続きまして会の成立の確認をさせていただきます。丹波市国民国民健康保険運営協議会会則第６条の規定に基づき、会議の開催には委員の過半数の出席が必要となります。本日の会議の欠席者は、３名の欠席となります。委員１８名のうち１５名の出席で過半数に達しておりますので、会の成立を確認いたしました。

それでは次第４番、議事録署名人指名及び書記任命からは議長であります会長の方で進行をよろしくお願い致します。

４ 議事録署名人指名及び書記任命

(会長)

それでは次第４番進めさせていただきます。まずは議事録署名人でございますが委員２名の方をお願いします。書記は事務局でよろしくお願いします。

５ 協議・報告事項

(会長)

それでは次第５番、協議・報告事項、令和５年度国民健康保険特別会計の決算について事務局より説明をお願いします。

(１) 令和５年度国民健康保険特別会計事業勘定決算について

事務局から説明

(会長)

ただいま事務局より令和５年度国民健康保険特別会計の決算について報告と説明がございました。この件につきまして、何かご質問ご意見等あればご発言賜りたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

1点お尋ねします。

普通交付金については医療費そのものに対する交付金であり、医療費が減少したとのことでしたが、どのようなことでしょうか。

(事務局)

4ページ下段のグラフをご覧ください。被保険者数の減少に伴い医療費が減少していますが、令和4年度の医療費のみ非常に高い水準にあります。令和4年度は新型コロナ・血栓・骨折などの突発的な要因により医療費の増加があったと考えており、令和5年度はこれらの突発的要因の解消により医療費が減少したものと思われます。ただし、令和3年度以前の状態と比較した場合には、医療費が低いとは言い難い状態にあります。

(会長)

次に(2)令和5年度丹波市国民健康保険の状況について事務局より説明をお願いします。

(1) 令和5年度丹波市国民健康保険の状況について
事務局から説明

(会長)

ただいま令和5年度国民健康保険の状況についての説明がありました。
何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

国民健康保険税の収納状況について、滞納はどの程度ありますでしょうか。

(事務局)

令和5年度決算の数字として、1億5千万程度となっています。

(委員)

滞納がある方の給付に関するペナルティや納付を促す制度はありますか。

(事務局)

滞納がある方に対する給付に関するペナルティについては、現在のところ丹波市では実施していません。ただし、被保険者証の期限を短くすることにより、接触の機会を増やし、直接対話するなかで納付を促しています。

(委員)

減免に関する制度を教えてください。

(事務局)

自己都合でない退職の場合の減額、災害による減免、定年退職を除いた所得の減少などによる減免制度があり、ご相談があった場合に対応しています。

(委員)

財政調整基金とはどのような性質のもので、どのように活用するのでしょうか。

(事務局)

国保財政調整基金とは簡単に申し上げると貯金のようなもので、本来は黒字が生じた時に積み立てたりするものですが、最近は積み立てをしておりません。用途としては、急に高額な保険給付が生じた場合や保険税の引き下げに活用しています。

(委員)

特定健診の受診率が上昇しているようですが、健康ポイント事業の開始時期と、担当の見解があればなにか教えてください。

(事務局)

令和4年度の11月に開始しており、現在で3年目を迎えます。もともと令和2年度に受診率が30%を切ったことにより事業を開始したものであり、40%程度まで回復しています。昨年報告させていただきましたが、何年も受診されていない方が受診されたこともあり、掘り返しができたような感想を持っています。5年間実施として開始したものであり折り返しの年度を迎え、今後ポイント制度の中身については見直しを図っていきたいと考えています。また、急に止めてしまうと受診率の低下が目に見えていますので、どのように維持しつつ向上を図っていくかが検討課題と考えています。

(委員)

ひとつづてに聞くとところでは、健診を受けたあと健康ポイントをもらう方法が難しいように聞いています。もっと簡単になるように工夫いただければと思います。

(委員)

国民健康保険税については上限があるように聞きましたがいかがでしょうか。

(事務局)

国民健康保険税については上限額が設定されていますので、高額な所得があった場合でも一定の金額で止まることになります。

(事務局)

約100万円程度が上限となっています。

(会長)

他にございませんか。

次に(3)令和6年度丹波市国民健康保険事業につきまして、事務局より別冊にて説明をお願いいたします。

(2) 令和6年度丹波市国民健康保険事業について(別紙被保険者証廃止チラシ含む)
事務局から説明

(会長)

ただいま別冊の事業計画に基づきまして、事務局より説明がありました。

これについて、別紙含めて何かご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

(委員)

別紙について、マイナ保険証が利用できない医療機関があるのでしょうか。

(事務局)

丹波市内の医科の医療機関についてはマイナ保険証が利用できないところはありません。

ただし、停電を含めたなんらかの突発的事由などにより、医療機関の窓口でマイナ保険証が利用できない場合もありますので、その際には相談いただければと思います。

(委員)

保険証の廃止に伴い後期高齢者制度に変更があり、12月2日から自立支援医療の方の負担割合が変わると聞きましたがどうなるのでしょうか。

(事務局)

後期高齢者医療においても12月2日から保険証は廃止になりますが、負担割合が変更になることはありません。

(委員)

保険証が廃止になった場合、どのようにして負担割合を確認するのでしょうか。

(事務局)

保険証が廃止になったあとについては、マイナンバーカードを保険証として利用登録している方については、マイナンバーカードが保険証の代わりになり、医療機関の窓口で提示いただきます。利用登録していない方については、資格確認書を発行します。資格確認書は現在の保険証とほとんど同じですので、医療機関の窓口で提示いただくことで利用できます。

(委員)

わかりました。自立支援の方は少ないとは思いますが、このような少数の方にもよくわかるように周知をいただきますようお願いいたします。

(委員)

保険証の廃止というからややこしいので、保険証の新規発行がなくなりましたと書けばいいのかなと思います。

(事務局)

12月2日以降に新規に被保険者になられた方で、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを交付します。マイナ保険証をお持ちでない場合には資格確認書を交付します。保険証については再交付もしないことになり、総じてややこしい部分がありますので広報等を通じて周知していきます。また、マイナンバーカードの担当部署もありますので、担当部署を通じた周知もしていきます。

(会長)

別紙については現在の文言のままということによろしいでしょうか。

(事務局)

別紙については保険証の年次更新の際に送付したものととなります。既に資格をお持ちの方になりますので、新規資格取得者に保険証を発行しないことは記載していません。ただし、保険証紛失時の再発行ができなくなることは周知が必要ですので記載しています。

今後資格を取得される方に対して、保険証が発行されなくなることについては、周知が必要と考えます。

(委員)

マイナンバーカードの保険証利用登録者の割合は、何パーセント程度でしょうか。

(事務局)

約6割程度となります

(委員)

利用登録ができていない約4割の方が医療機関でマイナンバーカードを出したときに、利用登録ができていなかったとして慌てられるようなことがないように、周知などよろしくをお願いします。

(事務局)

マイナンバーカードの取得と利用登録、メリットなどをまとめた専用パンフレットを別に作成しており、年次更新時に同封しています。また今後も登録者が増えるように広報等に力をいれていきたいと考えています。

(委員)

医療機関に設置しているマイナンバーカード読取機器を使うことで、その場で利用登録が可能です。利用登録が医療機関で可能なことを知っておられない方が慌てられるかもしれないので、その点は周知が必要かと思いますが、医療機関の窓口でマイナンバーカードの利用登録がないことで追い返されるようなことはありません。

(委員)

ご高齢の方もおられると思います。マイナバカードの利用登録ができているか、電話で問い合わせすることはできますか。

(事務局)

個人情報になるので電話でお答えはできません。ただし、登録をしたいが市役所に行けないといった方については、マイナンバーカードの担当部署から個別訪問させていただいています。また、住民センターにてなんでも相談会を行っています。

(委員)

廃止の日も近づいていますので、ご高齢の方にしっかりと説明責任を果たしていくようお願いいたします。

(事務局)

廃止の日も近づいていますが、現在お持ちいただいている保険証は利用期限まで使用することができますので、令和7年7月末までは保険証を使用していただけます。ただ、令和7年8月1日以降が大きな変化となりますので、特に施設入所者の保険証に関して懸念しており、対策を強化したいと考えています。

(委員)

しっかりと周知啓蒙をお願いいたします。

(委員)

带状疱疹のワクチンについて、4月から補助があるかと思いますが、期限はいつまでになりますか。

(事務局)

丹波市においては半額補助としており、今年度については3月末までとなります。来年度については未定となっております。

(会長)

ほかになにかございますか

なければ、全般を通じて何かご発言ありますでしょうか。

それでは、質問意見なしと判断させていただきます。

これで本日の協議は全て終了いたしました。

6 閉会

(副会長)

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

以上を持ちまして第1回丹波市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。